平成２９年（フ）第１２６３号
埼玉県蕨市北町１丁目16番12号　本田マンション１―305号
債務者　土屋　　清
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９５号
千葉県東金市東金1308番地６　アメニティセブン107
債務者　中嶋　英紀
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０２号
千葉県山武市成東214番地14　二葉ハイツ106
債務者　堀越美津惠
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３号
千葉県山武市成東214番地14　二葉ハイツ106
債務者　堀越　崇秀
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０９号
千葉県山武郡横芝光町宮川6419番地10　小澤貸家２号
債務者　平井せち子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０６７号
名古屋市港区当知２丁目1604番地　グレイスアベニューⅢ　103号
債務者　田村　　匠
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０６８号
名古屋市港区当知２丁目1604番地　グレイスアベニューⅢ　103号
債務者　田村　莉那
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９９号
愛知県一宮市富塚字郷西1675番地４　エクセル宮田201号
債務者　加藤　　諒
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２２７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字桜木592番地　ＳｕｒＰｌｕｓＯｎｅサワキ205号
債務者　福浦　美雪
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３５４５号
大阪市西成区玉出中１丁目５番13号　森田ビル　202
債務者　西本　清司
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７６６号
大阪府高槻市宮田町２丁目６番25号
債務者　向山　明代
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７７７号
大阪府門真市上島町３番10―202号
債務者　故山　宏仁
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９２４号
大阪府東大阪市花園西町２丁目８番６号　花園コーポラス　102号、前住所大阪府東大阪市御幸町９番８号
債務者　荒井文子こと　朴　　末姫
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９３６号
大阪府摂津市千里丘東４丁目11番22―211号
債務者　石井　浩一
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９９０号
大阪市西淀川区野里１丁目７番１号　野里ハイツ801号室、前住所大阪市西淀川区姫里２丁目16番31号
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９９７号
大阪市西成区梅南２丁目２番20―207号
債務者　近沢　　徹
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２０５号
大阪市西成区聖天下１丁目11番２号　大和マンション　１Ｆ７号
債務者　藤井　武一
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部